

柳川市民文化会館管理運営計画

平成 30 年 8 月

柳 川 市

目 次

はじめに

- 1 計画策定の背景
- 2 管理運営計画の位置付け

市民文化会館の基本理念

市民文化会館の役割

市民文化会館の目指すべき姿

利用形態

- 1 施設の名称
- 2 諸室名称・仕様等
- 3 利用規則
- 4 使用料

組織計画

- 1 組織の基本方針
- 2 運営主体
- 3 組織体制
- 4 市民参画
- 5 体制イメージ図

事業計画

- 1 事業実施上の視点
- 2 事業分類
- 3 想定事業
- 4 貸館計画
- 5 事業展開の中長期的な視点

収支計画

- 1 収支の基本方針
- 2 収入
- 3 支出

広報計画

- 1 広報の基本方針
- 2 広報媒体例

その他

- 1 開館までの運営と開館記念イベント
- 2 施設等の評価
- 3 掘割の利活用
- 4 修繕計画
- 5 今後のスケジュール

補足資料

設計概要

添付資料

- 1 委員名簿
- 2 協議状況
- 3 委員からの事業提案一覧

1 計画策定の背景

柳川市民会館は、昭和 46 年に開館し、これまで市の文化振興拠点として市民に広く利用されてきました。しかし、現行の耐震基準以前の建物である上、建設から 45 年が経過し、雨漏りや外壁コンクリートが剥離するなど、至る所で老朽化が進んでいます。

さらに、現市民会館の利用者の声として、老朽化による機能不備や使い勝手の悪さ、特に市役所柳川庁舎と同敷地であるため、催事の際に著しく不足する駐車場に関する意見が多く挙げられており、これらの問題を現市民会館の改修で対応することは困難な状況でした。

これらを踏まえ、新たな文化施設整備に関する市の基本的な考え方を示す『柳川市民文化会館（仮称）基本構想』を平成 26 年 7 月に、その後、この基本構想に基づき、市民文化会館整備に関する基本事項を取りまとめた『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』を 27 年 8 月に策定しました。

この基本計画の策定を受け、27 年 11 月に市民文化会館の設計者を選定するための公募型プロポーザルを実施し、28 年 2 月に設計者を選定しました。さらに、基本・実施設計の内容をより充実させるため、建築、音響、文化芸術、景観、施設管理などの専門家で構成する「柳川市民文化会館基本・実施設計検討委員会」を設置し、同委員会での協議結果を踏まえ、29 年 5 月に施設設計をとりまとめました。

施設設計の完成に伴い、新たな施設の管理運営に関する事項のとりまとめが必要となったことから、29 年 5 月に「柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会」を設置し、利用者の視点や専門的な見地から意見、助言をいただきながら、計画づくりを進めました。平成 30 年 6 月には、この計画案に対する意見を市民から広く募るためにパブリック・コメントを実施、これらの結果を踏まえ、平成 30 年 7 月に『柳川市民文化会館管理運営計画』を策定しました。

- 経 緯 -

昭和 46 年 10 月	柳川市民会館が開館
平成 24 年 3 月	柳川市民会館の移転新築構想を公表
平成 26 年 7 月	『柳川市民文化会館（仮称）基本構想』を策定
平成 27 年 8 月	『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』を策定
平成 29 年 3 月	柳川市民文化会館基本・実施設計検討委員会より整備についての提言
平成 29 年 5 月	柳川市民文化会館（仮称）設計業務が完了 柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会を設置
平成 30 年 8 月	『柳川市民文化会館管理運営計画』を策定

2 管理運営計画の位置付け

本管理運営計画に関連する法令や各種計画は、次のものがあり、本計画との連携を行います。

(1) 関連法

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場や音楽ホール等に係る現状や課題を踏まえ、劇場、音楽ホール等の活性化を図り、文化芸術の振興、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』が平成24年6月に施行されました。この中で、地方では劇場、音楽ホール等の機能が十分に発揮されておらず、大都市圏に比べ多彩な芸術にふれる機会が少ないことを課題としています。

(2) 上位計画

第2次柳川市総合計画

平成29年6月に『第2次柳川市総合計画』を策定しました。総合計画では、目指すべきまちの将来像として「水と人とまちが輝く 柳川」をあげ、これを実現するための様々な施策を展開しています。施策の大綱における4つの政策目標のうちの「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」において、“文化芸術・スポーツに触れる機会の創造”を施策として掲げており、新たな文化活動拠点として市民文化会館の整備を進めることとしています。また、“水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり”、“掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上”といった他の施策と連携を進めることにより、本市が目指す将来像を達成する必要があります。

柳川市民文化会館（仮称）基本構想

市民文化会館の整備に関する基本的な考え方を整理した『柳川市民文化会館（仮称）基本構想』を平成26年7月に策定しました。この中で、市民文化会館の運営について、“専門性の確保”、“市民参画に向けた仕組みづくり”、“経営的視点”の3つを柱に掲げ、市民の積極的な参画を促すことで、多様な文化事業の実現を目指すことを示しています。

柳川市民文化会館（仮称）基本計画

基本構想に基づき、市民文化会館整備に関する基本事項をとりまとめた『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』を平成27年8月に策定しました。この中で、市民文化会館における事業検討の視点や組織・運営といった管理運営等についての方針を示しています。

(3) その他関連計画

柳川市教育施策

柳川市観光振興計画

柳川市地域ブランド戦略構想

柳川市景観計画

柳川市公共施設等総合管理計画

市民文化会館の基本理念

市民文化会館は、文化芸術の持つ、人々に安らぎや活力を与える力、創造性や表現力を引き出す場として、様々な文化事業等を実施することで、文化芸術に親しみ、楽しむ機会を広く市民に提供し、市民生活を豊かにしていくことを目指します。

同時に、文化芸術を通じた活動が盛んになることにより、文化交流や地域間交流、世代間交流、観光交流など様々な交流活動を通じて交流人口を増やし、柳川のまちに賑わいを生み出すことを目指していきます。

特に、柳川の将来を担う人材や団体の育成を図ると共に、柳川に誇りを持ち続けられるよう、文化芸術が持つ本来の力のみならず、経済活動においても新たな需要や高い付加価値を生み出す力があることを活かし、柳川市の歴史や産業、水郷柳川の観光などと連動し、柳川の魅力を創出・発信していく拠点とし、賑わいのある柳川市のまちづくりにつなげていきます。

つくる：あらたな柳川の地域文化を創造し発信する

そだてる：次代の文化を担う人材・団体を育てる

ふれる：文化芸術にふれ、豊かな創造性を育む

市民文化会館の役割

市民文化会館は、次の役割を担います。

1 あらゆる市民が文化芸術にふれる場

文化に親しみを持ち、楽しむ人を増やしていくために、音楽や演劇、地域の伝統芸能など幅広い分野の文化芸術作品を鑑賞する機会を提供していきます。また、単なる鑑賞の場に留まらず、自ら演奏し、演じる場、文化芸術にふれるなどの文化芸術を楽しむ場も提供します。さらに、市民が文化に対する理解をより深め、市民生活の質の向上へつながる仕組みづくりを進めます。

2 人材の育成

柳川らしい文化を創造し、地域に根付かせていくため、現役の活動者の育成や将来、市の文化を担う人材の育成と併せて、文化振興に対する理解者、支援者を増やしていく必要があります。

そのため、文化芸術の創造活動の支援や発表の場の提供などを通じて得られる充足感を広く市民に伝え、地域で文化を支える態勢を整えていきます。

3 柳川らしさの創造・発信

本市は、先人の知恵と技術の結晶ともいうべき掘割と何重にも広がる干拓地を有し、干満の差日本一を誇る有明海に面するなど、柳川独自の環境を背景に城下町として栄えてきた歴史があります。これらは、国民的詩人と呼ばれる北原白秋の詩歌の母体へつながるなど、柳川の文化の根幹をなすものであり、次代に引き継ぐべき財産です。この風土に育まれてきた文化を生かし、次世代をよりよくする、柳川らしい文化芸術が創造・発信される場とします。

その中で、様々な体験事業などを通じて文化に親しむ機会を確保し、市民の文化に対するすそ野を広げていきます。その中で、鑑賞だけでは満足せず、自ら創り演じようと踏み出す人たちへの支援も行うことで、地域外にも発信できるような柳川らしい文化を創造していきます。

4 交流の促進

人・地域活動・観光・産業などを結び付けることで、芸術だけに留まらない多様な文化交流を目指していきます。そのため、施設を中心に周辺地域にも賑わいを創出するなど、地域に波及効果を及ぼす取り組み・仕組みづくりを進めていきます。

市民文化会館の目指すべき姿

上記の「市民文化会館の基本理念」や「市民文化会館の役割」に基づき、市民文化会館の目指すべき姿を次のように定めます。

～ 目指すべき姿 ～

柳川の文化・経済・地域が交わり 持続・向上していく創造・発信拠点

利用形態

1 施設の名称

新たに整備を行う施設の名称は『柳川市民文化会館』とし、今後策定する条例に明記します。

また、新施設に親しみや愛着を持ってもらうために、愛称の募集を検討します。

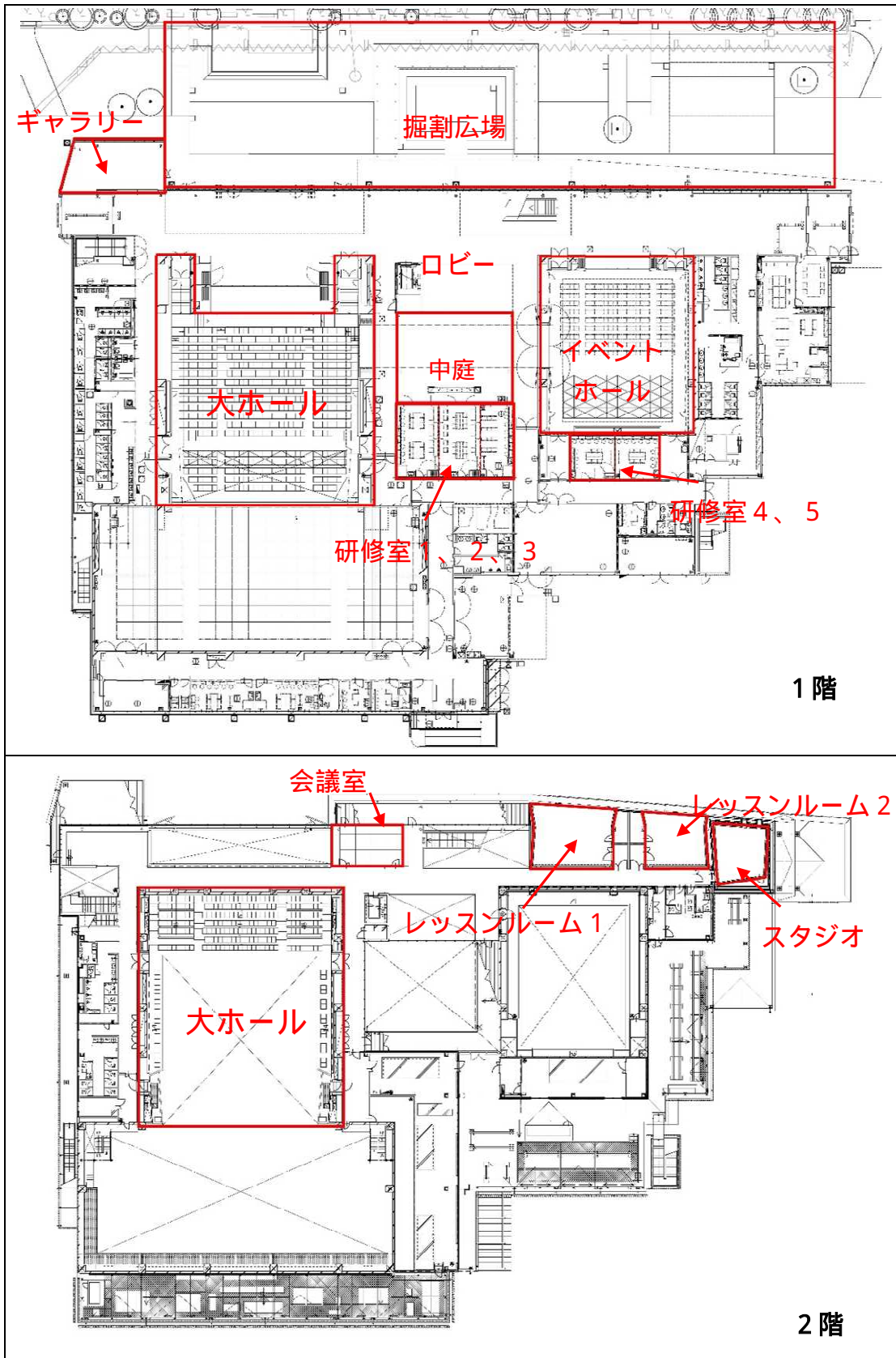
2 諸室名称・仕様等

諸室の名称、仕様等は次のとおりです。なお、諸室名称も条例に明記します。

諸 室 名		仕 様 等
大ホール 1階 468 m ² 2階 165 m ² 3階 親子室 11 m ²	客 席 固定席 800 席 (1階 560 席) (2階 240 席)	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、演劇、講演会、商業展示など様々なジャンル、演目に対応する多目的ホール ・移動客席による様々な客席レイアウト、平土間形式への変更が可能 ・客席の一部を前舞台に出来る
	舞 台 等	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセニウム形式 間口 18m × 高さ 11m × 奥行 16m ・音響反射板設置時 間口 18m × 高さ 11m × 奥行 10m
	専用楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・小楽屋 2 室、中楽屋 2 室
イベントホール 平土間形式 280 m ²	客 席 約 200 席	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な演奏会、講演会などに対応でき、音楽性能に優れた多目的ホール ・大ホールのリハーサル室となる広さを確保 ・移動式舞台
	専用楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・小楽屋 1 室
研修室 1、2、3 研修室 1 37 m ² 研修室 2 37 m ² 研修室 3 30 m ² 3 室連結時 104 m ²	楽屋兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール、イベントホールの大楽屋 ・各種会議や練習等多目的な利用が可能 ・研修室 1、2、3 を連結し、大研修室としての利用が可能

研修室 4、5 研修室 4 25 m ² 研修室 5 25 m ² 2室連結時 50 m ²	楽屋兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール、イベントホールの中楽屋 ・各種会議や練習等多目的な利用が可能 ・研修室 4、5 を連結し、中研修室としての利用が可能
ギャラリー 平土間形式、60 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の作品発表の場 ・講演会やセミナーにも対応
会議室 40 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・会議、セミナー等に利用
レッスンルーム 1 70 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・日常の文化活動、会議等に利用
レッスンルーム 2 45 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・日常の文化活動、会議等に利用
スタジオ 40 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・音楽練習室（防音室）
ロビー ホワイエ		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客が気軽に立ち寄れる、日常的な憩い、歓談の場 ・柳川の情報発信の場 ・小規模イベントの開催が可能 ・大ホール、イベントホールのホワイエとしての利用 ・中庭や掘割広場との連続性を持つ
中 庭		<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や演劇、商業イベントの屋外会場としての利用が可能
掘割広場		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客が気軽に立ち寄れる、日常的な憩い、歓談の場 ・日常の遊び場、運動の場 ・掘割、遊歩道、施設との連携が可能
駐 車 場		<ul style="list-style-type: none"> ・約 210 台（うち車いす用 6 台）を収容 ・イベント会場として利用が可能 ・防災トイレ用マンホールを設置 （ イベント時にも仮設トイレの設置が可能）

諸室構成図



事業と諸室の対応表

分類	目的	大ホール		イベントホール	ギャラリー	研修室 1、2、3	研修室 4、5	会議室	レススルーム 1	レススルーム 2	スタジオ (防音室)	ロビー、ホワイエ	中庭	掘削広場
		800席	600席 前舞台形式時											
電気音響系	ロックコンサート	イベントホールとの同時使用に配慮要	イベントホールとの同時使用に配慮要	大ホールとの同時使用に配慮要									近隣への音の配慮要	
	ポップスコンサート	イベントホールとの同時使用に配慮要	イベントホールとの同時使用に配慮要	大ホールとの同時使用に配慮要									近隣への音の配慮要	
	ジャズ												近隣への音の配慮要	
	演歌												近隣への音の配慮要	
	カラオケ												近隣への音の配慮要	
生音楽系	オーケストラコンサート													
	室内楽コンサート	ホール規模が大きい											近隣への音の配慮要	
	発表会(ピアノ等)												近隣への音の配慮要	
	吹奏楽			ホール規模が小さい									近隣への音の配慮要	
伝音楽系	合唱・歌唱												近隣への音の配慮要	
	邦楽												近隣への音の配慮要	
	民族音楽												近隣への音の配慮要	
	民謡・詩吟	客席規模が大きい											近隣への音の配慮要	
和太鼓	琴・尺八・三味線	客席規模が大きい											近隣への音の配慮要	
		外部に音漏れの可能性有	外部に音漏れの可能性有	外部に音漏れの可能性有										
演劇	商業演劇(大型)	客席規模が小さい												
	演劇													
	人形劇	客席規模が大きい												
ミュージカル														
		ホール規模が小さい	ホール規模が小さい	ホール規模が小さい										
オペラ	オペレッタ													
	オペラ													
バレエ	グランドオペラ	ホール規模が小さい												
舞踊	モダン・コンテンポラリーダンス												近隣への音の配慮要	
	パフォーミング・アート	客席規模が大きい											近隣への音の配慮要	
歌舞伎	日本舞踊	小迫、スッポン迫、花道なし	小迫、スッポン迫、花道なし	小迫、スッポン迫、花道なし										
	民族舞踊	小迫、スッポン迫、花道なし	小迫、スッポン迫、花道なし	小迫、スッポン迫、花道なし										
文楽	能・狂言	能舞台なし	能舞台なし	能舞台なし										
		ホール規模が大きい	ホール規模が大きい	ホール規模が大きい										
お笑い・寄席	落語													
	コント													
映像	マジックショー	ホール規模が大きい	ホール規模が大きい	ホール規模が大きい										
	映写会(試写会)・映画													
式典・集会・講演会	パブリックビューイング													
	講演会													
展示	シンポジウム													
	式典													
その他	研修会													
	株主総会													
軽運動	国際会議	同時通訳ブースは仮設	同時通訳ブースは仮設	同時通訳ブースは仮設										
	美術展													
その他	産業展示													
	物販イベント	平土間時	平土間時	平土間時										
その他	飲食イベント	平土間時	平土間時	平土間時										
	講座													
その他	会議・打合せ													
	休憩・歓談													
その他	軽運動													

【凡例】 実施可能な演目等 条件を満たせば実施可能な演目等

3 利用規則

利用規則は、安全性の確保の下、市民の利便性とサービスの向上に配慮して、次のとおり方針を定めます。なお、この方針は条例等で具現化します。

(1) 休館日

原則として、年末年始（1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）及び毎週月曜日（休日と重なる場合は翌日）を休館日とします。

なお、年末年始においても、事業趣旨等を踏まえて、柔軟な対応を行います。また、施設の安全性確保のための施設点検日等を必要に応じて設けます。

(2) 開館時間

原則として、午前9時から午後10時までの開館とします。この開館時間には、準備及び片付けにかかる時間を含みます。

なお、開館及び閉館時間前後の時間外利用等については、その必要性や施設運営上の条件等を勘案しながら、柔軟に対応します。

(3) 利用時間区分

大ホール、イベントホール、ギャラリー等の主要な諸室については、午前、午後、夜間の3区分とし、午前及び午後、午後及び夜間、全日の区分を設けます。

また、掘割広場や中庭、ロビーについては、時間単位での利用を検討します。

(4) 利用申込

大ホール及びイベントホールは、原則、利用日の1年前から申込みを受け付けます。その他の諸室は、原則、利用日の6か月前から申込みを受け付けます。但し、大ホール及びイベントホールの申込みを行う場合で、その他の諸室を控室等に使用するため同時に申込み時は、1年前から受け付けます。

また、利用許可は受理した申請書の順としますが、複数の申込みがあった場合で、明確に順位を付けられないときは申込者同士の協議や抽選により判断します。

なお、市または官公署が主催する催事等は、受付開始日である1年より以前から受け付けます。

(5) 連続利用日数

原則として、市民文化会館の事業計画及び公益性に影響を及ぼさない範囲で、大ホール及びイベントホールは7日間、ギャラリーなどの展示利用は10日間の連続利用を認めることとします。

(6) 利用の制限

公序良俗に反する利用の恐れがある場合や災害時には、利用の制限を行うことができることとします。

4 使用料

既存の柳川市民会館や近隣の文化施設の使用料等を考慮し、受益者負担の原則の下、市民が使いやすく、施設内容に見合う適正な使用料等を条例等により設定します。

(1) 諸室使用料

諸室使用料は、他施設の事例等を調査研究し、条例により設定します。

(2) 設備・備品使用等

設備や備品使用料については、個別の使用料を設定します。

(3) 使用料の減免

必要に応じ、使用料の減免ができることとします。

特に、柳川市の将来を担う世代に対する減免については、他施設の事例等も踏まえ、今後、調査研究を行います。

組織計画

1 組織の基本方針

市民文化会館の組織は、次の基本方針に基づき、適切な施設管理の下に、市民文化会館の事業の充実と活性化を行います。

(1) 専門性の確保と利用ニーズへの対応

事業の実施、施設の運営、施設や設備の適切な維持管理が出来る高い専門性を備えたスタッフを確保し、様々な利用ニーズに応えることで、市民の主体的な文化活動やまちづくり活動を支えることのできる組織とします。

(2) 市民参画に向けた仕組みづくり

市民や地域と共に歩む施設となるために、積極的に情報を発信することで、市民文化会館の取り組みに賛同いただける方々を増やしていきます。また、ボランティア、NPOなどの様々な市民活動団体と連携し、市民が主体的に運営に関わる仕組みを構築します。

(3) 館長の要件

施設を統括する館長には、音楽や演劇をはじめとする文化芸術への造詣が深く、市内の文化芸術の振興のために、率先して事業を進めることは勿論の事、柳川の地域性や市出身の詩聖・北原白秋といった様々な柳川の資源に目を遣り、文化芸術分野に留まらない事業にも取り組むことのできる人材を配置します。

2 運営主体

公の施設の管理運営方法として、市が直接運営を行う「直営」と特定の事業者を指定して行う「指定管理者による運営」がありますが、当面の間は、市を運営主体とする直営方式によることとします。

また、将来的な管理運営主体については、開館後の状況を勘案し、指定管理方式も含め、別途、検討を行います。

当面の間、直営を行う理由

- ・文化芸術を生かしたまちづくりの推進に向けて、市民文化会館の運営を軌道に乗せる重要な期間であり、また、本管理運営計画に掲げた基本理念の実現のために、責任を持った体制が必要なこと。

・指定管理者の導入による費用対効果を検証するために、適切な必要経費の把握が必要なこと。

3 組織体制

市民文化会館において、多彩で魅力ある自主事業や積極的な貸館事業を展開すると共に、安全、安心な施設管理と効果的、効率的な運営を実現する体制とします。

なお、必要に応じて、舞台技術や受付、保守、清掃、保安・警備など一部業務委託等も検討します。

館長	市民文化会館の管理部門、事業部門、舞台技術部門を統括し、自主事業と施設管理の責任者となります。また、施設の顔として、幅広い人脈を持ち、交流や交渉等を行います。
事務局長	館長を補佐し、管理部門、事業部門、舞台技術部門を所掌し、経営計画の策定、庶務・経理業務の統括、関係機関等の調整を行います。
管理部門	施設の管理、経理、庶務的事務等を行います。
事業部門	自主事業の企画制作、貸館事業における効果的な営業活動、事業広報や施設セールスなどの宣伝活動を行います。
舞台技術部門	舞台の専門知識を持つ技術者として、舞台設備の運営・管理を行います。さらに、自主事業の企画運営や施設利用に対する技術アドバイスを行います。
専門アドバイザー	必要に応じ、文化芸術、観光、産業その他の分野の有識者を招聘し、文化事業やまちづくり事業を展開します。

4 市民参画

市民文化会館が市民や地域と共に歩む施設となるため、市民と一緒に運営の出来る体制を構築し、市民に開かれた環境づくりを進めます。

また、市民文化会館で行う自主事業の協議を行うため、市民に参画を求め組織する「柳川市民文化会館自主事業実行委員会（仮称）」を設置します。

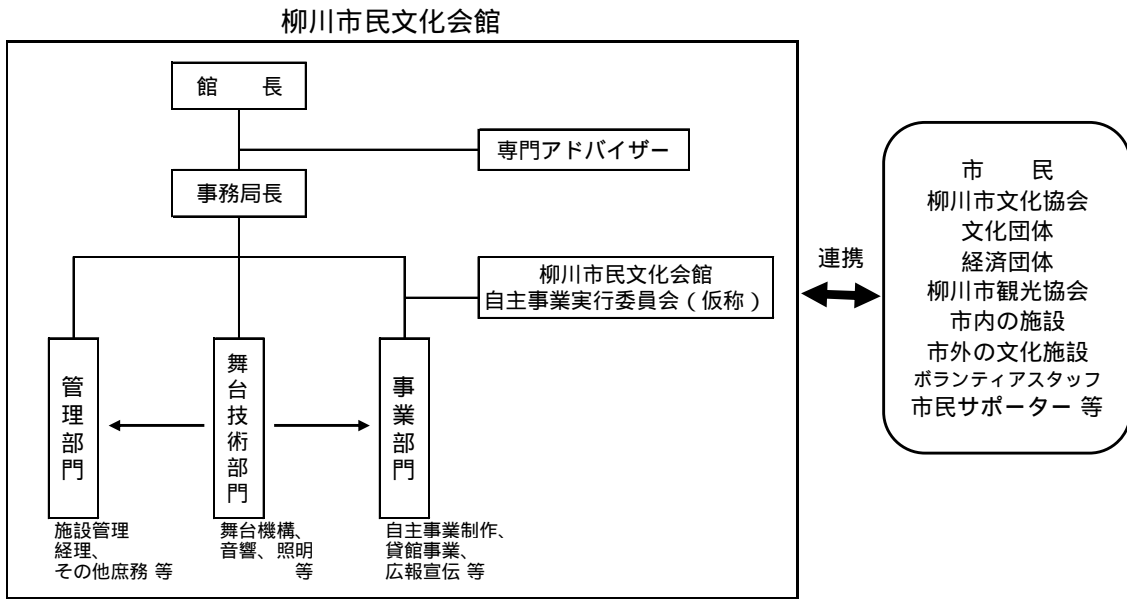
併せて、ボランティアスタッフや市民サポーターの養成を図ります。

5 友の会組織

市民文化会館のファンづくりの一環として、チケットの優先予約や優待、各種割引等、加入によるメリットを実感できる友の会制度の創設を検討します。

さらに、他のホール施設の情報提供や各種割引制度の適用等、広域連携によるメリットの拡大も視野に入れ、調査研究を行います。

6 体制イメージ図



1 事業実施上の視点

「市民文化会館の基本理念」の実現に向けて、次の視点を持ちながら、多彩で多様な事業を展開させます。

(1) 柳川らしい事業

柳川の文化の根底には、詩聖・北原白秋の詩歌の母体となった掘割や何重にも広がる干拓地、日本一の干満差を誇る有明海などの柳川独自の風景や城下町として発展してきた歴史などがあります。

これらの風土に生まれ、受け継がれてきた文化を次世代に引き継いでいくとともに、新たな文化芸術が創造・発信される態勢づくりを進めます。

(2) 施設機能を活かした事業

大ホールは、空気浮上式の可動客席を導入することで、段床形式から平土間形式、センターステージ形式やアリーナ形式といった様々な客席形式が可能となります。これにより、様々なジャンルと多彩な演目が可能となります。

また、大ホールとイベントホールはロビーに対し大きな開口を持ち、ロビーは掘割広場へも大きな開口を持ちます。これにより、施設全体で広場や掘割との連携が可能となり、他のホールには真似できない、オリジナルの取り組みが可能です。

これらの施設機能を活かし、様々な利用ニーズに対応することで、これまで現市民会館を利用していない層への周知にも積極的に取り組み、新たな利用者の獲得につなげていきます。

(3) 立地を活かした事業

市民文化会館は、柳川を代表する観光資源である「川下り」の外堀コースに面した柳川らしい景観を備える場所に建設します。この立地を活かした演者の「どんこ舟」による会場への乗り込みといった柳川でしかできない演出など、柳川のアイデンティティともいえるべき「掘割」を積極的に活用します。

また、柳川観光の拠点である「沖端地区」に近く、さらに周囲に高校や専門学校が存在するという立地条件を活かし、居心地がよい空間づくりを通じて、イベントが行われていない時にも人が集い・憩える場所づくりを進めていきます。

(4) 地域・経済と連係する事業

文化は、地域、経済（産業、観光）等の他の領域と密接相互に関連し、様々な分

野、領域に波及効果を及ぼします。そのため、文化、地域、経済等の諸領域が一体となって、「柳川らしさ」、「柳川ならではの」に磨きをかける事業を展開し、市内外へ柳川の文化を発信していきます。

(5) 人材を育成する事業

柳川の魅力を市内外に発信するためにも、新しい柳川の文化を創出することと柳川の文化が継続・継承されていくことが必要です。そのためには、自ら新しいものを生み出し、発信することのできる人材の育成や指導を受ける人が、経験を積み、技術を向上させ、指導する側となる文化の循環のできる環境が欠かせません。そのような人材育成事業と文化継承できる環境への支援を積極的に展開していきます。

さらに、近年、海外からの観光客も増えています。今後は、日本の文化に高い関心を持つ外国人が増加することも想定し、国際交流に対応できる人材の育成にも取り組みます。

2 事業分類

市民文化会館で行う事業は、実施主体により次のように分類することができます。

自主事業	施設の運営主体が主催する事業
共催事業	施設の運営主体と他団体（民間企業・団体など）が共同で主催する事業
貸館事業	市民や文化団体、プロモーターなどに施設を貸し出す事業

3 想定事業

市民文化会館で行う想定事例を次のようにまとめます。

自主事業	鑑賞	<p>市民が文化芸術にふれ、親しむ土壌づくりを進める鑑賞機会の提供を行う事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストによる公演事業 ・落語、能、狂言など伝統芸能の公演事業 ・子ども対象の“本物”の文化芸術鑑賞事業 ・親子で楽しむ公演事業(親と子のコンサート等) ・楽団、演劇、舞踊、ダンスなど多彩なジャンルの公演事業 ・文化芸術映画の上演事業 ・郷土出身の文化人の鑑賞機会の提供 ・ちょっと気軽に柳川ミニコンサート <p>文化芸術を身近なものとして感じてもらえるよう、関心や文化活動への参加意欲を向上させる事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演前に行う解説講座 ・質の高い美術作品の展示
	普及・育成	<p>文化芸術活動に取り組む人を増やすため、体験の場を提供したり、文化活動に取り組む人材の育成を行う事業。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民合唱団など白秋の詩を歌い継ぐ団体、個人の育成 ・日常の練習の場や活動成果の発表の場、機会の提供(ロビーコンサート等) ・ピアノや声楽等音楽コンテストの開催 ・音楽、演劇、美術制作などの体験ワークショップ ・子ども向け文化芸術体験講座 ・バックステージツアー ・核となる芸術プロデューサーの養成 ・プロによる演奏指導機会の提供 ・舞台技術、アートマネジメントなどの研修会 ・教育機関や福祉施設などへ出向いて文化芸術を届けるアウトリーチ事業 ・児童合唱団の育成 ・合唱等指導者の育成

自主事業	普及・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・柳川の方言を活かした演劇、落語 等 ・能楽、邦楽、雅楽等のワークショップ、人材育成 ・楽団、劇団の地域拠点 <p>市民とともに成長する市民文化会館を目指し、市民による支援体制の確立を図る事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営支援ボランティアの養成 (カゲアナ、レセプションニスト、照明・音響 等) ・舞台技術ワークショップ
	創造	<p>市民文化会館を中心に、新しい文化活動を行う事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白秋全国童謡祭、白秋顕彰音楽祭 ・複数の市町村と連携した白秋サミット ・柳川オリジナル作品の制作 ・市民楽団、市民合唱団、市民ミュージカルの公演 ・様々な芸術家等を招聘し、柳川の文化力を向上させる事業 (柳川トークライブ 等) ・映像系イベント
	発信	<p>柳川の文化、歴史、産業などの地域資源を様々なイベント、媒体を通じて、市民だけではなく、来柳者にも発信する事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術情報の収集、発信(水郷柳川 水の映画祭 等) ・柳川の歴史、文化講座 ・柳川の伝統芸能の競演会 ・柳川地場産品市場 ・観光をはじめ様々な情報の発信 ・市内の文化に関する情報の集約、発信 ・ICTを利用した情報発信 ・新たな白秋の魅力を発信する事業 (白秋芸術コンクール、世界の詩人と対比する事業 等) ・白秋、立花宗茂の世界の掘り起こし ・立花宗茂・闇千代魅力発信事業(オリジナル舞台 等) ・白秋の楽譜ライブラリー
	交流	<p>誰でも気軽に参加できる事業を通じて、多くの人の参加・交流を図る事業を充実させます。</p> <p>(例)</p>

<p style="text-align: center;">自 主 事 業</p>	<p style="text-align: center;">交 流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽祭、コンクール（合唱、声楽等）、文化祭 ・ダンス・クラブ、映像系イベント ・フリーマーケットや特産品市場など市民や観光客が集まりやすいイベント ・見本市や展示会 ・他施設などとの連携による事業 <p>「全ての人々にとっての文化芸術」に取り組み、だれもが多彩な文化芸術に親しみ、文化芸術による社会参加の機会を開くことができる事業</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に積極的に参加する人々のみならず、あらゆる人々が文化芸術活動に親しむための事業 ・様々な人々の協働による作品の創作機会の創設 ・文化芸術活動を通じた地域コミュニティの醸成 ・アーティスト・イン・レジデンスなど、分野を問わない多様な芸術家による交流事業 ・日常生活のあらゆる場面で芸術作品にふれる機会を提供する仕組みづくり ・施設のバリアフリー化、託児サービスなど利用者ニーズに応じた施設づくり <p>文化芸術に興味や関心がない市民も行ってみたいと思う雰囲気づくりを行う事業</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川地場産品市場 ・フリーマーケットなど市民や観光客が集まりやすいイベントの開催 ・魅力ある自然、文化、歴史を体験できる交流拠点 ・ロビーなど共有スペースを利用したイベントの実施 ・掘割を活かしたくつろぎ空間の演出 ・四季の行事に合わせた会館内部づくり ・観光をはじめ様々な情報の発信 ・多くの人が集えるスペースの設置
<p style="text-align: center;">共催事業</p>		<p>施設の運営主体と他団体（民間企業、団体など）が共同で主催する事業</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞団体などの立ち上げ

共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民楽団、市民合唱団などの団体の設置、運営 ・ 柳川市総合美術展の開催 ・ 市内子育て団体と連携した事業（親子まつり 等） ・ 新たな柳川のお祭りの創出 （柳川まるごと白秋祭、柳川まるごと掘割、 柳川まるごと音楽祭 等） ・ 柳川を題材とする映画の試写会
観 光	<p>掘割などの観光資源や伝統文化を活かした水郷柳川らしい観光につながる事業</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点を結ぶどんこ舟を利用した水上動線の活用 ・ さげもん展示、企画展 ・ 柳川の文化や歴史にふれる体験型事業 （仮装・仮面フェスティバル 等） ・ 観光をはじめ様々な情報の発信 ・ どんこ舟を使った遊び
貸館事業	<p>市民文化会館の諸室を市民や文化団体、プロモーターなどに貸出しを行う事業。また、貸出しだけでなく、市民の文化活動に対し、専門的なアドバイスや支援を積極的に行う。多様な活用ができるホール機能の周知、営業活動などを通じて新たな施設利用者の掘り起こしを行う。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の文化芸術を担う青少年（合唱団等）への支援 ・ 商業展示、アフターコンベンション、学会、企業研修会 等

4 貸館計画

市民文化会館の使用料収入を確保するため、文化芸術事業への貸館のみならず、市民文化会館の施設特性を活かした「商業展示」「学会」「企業等研修」などの貸館についても積極的な営業活動と広報活動を行います。

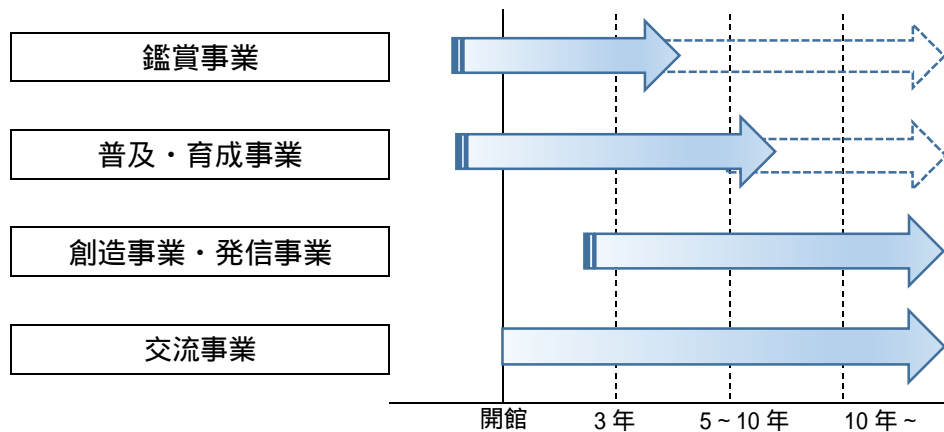
5 事業展開の中長期的な視点

前記3の「想定事業」は、開館直後から全ての事業を展開させていくのではなく、中長期的な視野を持ち、段階的に進めていきます。

まずは、文化芸術を楽しむ市民を増やしていく土壌づくりとして、「鑑賞事業」及び「普及・育成事業」からの取り組みを行います。なお、これらの事業は、市民文化会館のプレ事業として、柳川市民会館や既存のホールを活用して、開館前から取り組んでいきます。

次の段階として、オリジナル作品の創造や独自イベントの企画など、柳川を広く発信していく「創造事業」、「発信事業」を展開し、市外・県外での事業展開などを検討していきます。

「交流事業」については、開館から取り組み、事業を発展させていく中で、更なる展開の方法を検証していきます。



年間事業イメージ

自主事業

共催事業

貸館事業

諸室名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大ホール		音楽コンテスト	子ども対象公演事業	全国童謡祭	親子のコンサート	市民ミュージカル	白秋音楽祭	柳川まるごと音楽祭	バックステージツアー	成人式	アーティストによる公演事業	バックステージツアー
イベントホール	各種鑑賞事業等	柳川ミニコンサート			水郷柳川映画祭	白秋のコラボイベント	総合美術展	柳川まるごと白秋祭			柳川まるごと掘割	
ギャラリー				アーティスト・イン・レジデンス滞在者個展					郷土出身者ギャラリー			アーティスト・イン・レジデンス滞在者個展
研修室		親子まつり		子どもワークショップ								子どもワークショップ
会議室						ダンス練習、会議等						
レッスンルーム												
スタジオ						音楽練習						
ロビー	さげもん展示					ロビーコンサート	立花宗茂 闇千代 イベント	総合美術展		白秋顕彰音楽祭		さげもん展示
中庭												
掘割広場				水上ファッションショー	水郷柳川 夏の水まつり スイ!水!すい!		水上の音楽コンサート		白秋祭			仮装・仮面祭
駐車場								よかもんまつり				
館外等							アウトリーチ事業					仮装・仮面祭

収支計画

1 収支の基本方針

市民文化会館の事業や施設運営における収支の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

- ・文化都市・柳川の拠点施設として必要な事業費と維持管理費を確保し、将来の柳川の文化づくり、人づくり、まちづくりへの投資を行います。
- ・入場料等の事業収入、貸館収入といった自主財源の確保を行います。
特に、貸館事業において、積極的な営業活動と広報活動による誘致を行い、使用料収入の増加を図ります。
- ・国や県、民間の補助金や助成金等の外部資金を積極的に活用します。
- ・事業費の効率化と維持管理費の節約により、支出の低減に努めます。

2 収入

市民文化会館の収入の内訳は、次のような構成となります。

事業収入 (入場料収入、施設使用料等)	施設運営費 (市の負担)	補助金 助成金 等
------------------------	-----------------	-----------------

3 支出

市民文化会館の支出の内訳は、次のような構成となります。

事業費 (自主事業費、実行委員会 補助金等)	維持管理費 (光熱水費、事務費、保守点検、清掃、 警備、修繕費等)	人件費 (職員給与等)
------------------------------	---	----------------

広報計画

1 広報の基本方針

市民文化会館に興味・関心を持ち、市民をはじめ誰もが利用しやすく、訪れやすい施設となるよう、次の基本方針を定め、積極的な広報活動を展開します。

基本方針

- ・ イベント情報や諸室の空き室情報を利用者にとって分かりやすく提供します。
- ・ 施設コンセプトや特色、利用規則等の周知を積極的に行います。
- ・ 市民文化会館のホームページや情報誌、SNS（Facebook や twitter など）など、時代に合った多様な媒体を活用します。
- ・ 市民文化会館や柳川ブランドのイメージ向上につながるような広報活動を行います。

2 広報媒体例

広報媒体	内 容
ホームページ	施設の利用方法や空き状況、自主事業や貸館事業のスケジュールなどを分かりやすく発信する。
会報誌	事業スケジュールや注目事業など、文化会館の事業に関する情報を掲載する。また、芸術家などの特集を組み、市民文化会館のオリジナルな情報を定期的に発信する。
パンフレット	施設パンフレットを関係公共施設の窓口等に継続的に配置し、市民文化会館の情報を得やすくする。
チラシ・ポスター	各事業のチラシ、ポスターを作成、配布し、周知活動を行う。
SNS、ブログ	SNS（Facebook や twitter など）やブログを活用して、市民とのコミュニケーションとスピーディーな情報発信を行う。
友の会	ダイレクトメールにより情報を発信する等、会員専用ツールを生かした情報提供を行う。
市広報紙、市ホームページ	市民文化会館の施設や事業を紹介するコーナーを設け、多くの市民に周知を行う。
マスメディア等	地元新聞紙やマスコミ等へ積極的な情報発信を行い、市内外に事業の周知を行う。また、コミュニティFM、テレビ等を活用して、イベントや観光情報、市政情報等と合わせて、市民文化会館の事業の周知を行う。

1 開館までの運営と開館記念イベント

(1) 開館までの運営

周知と営業活動

市民文化会館の周知と開館に向けた気運を高めるために、「事業計画」の「5 事業展開の中長期的な視点」に基づき、「鑑賞事業」や「普及・育成事業」のイベントを実施します。また、貸館利用促進のために、積極的な営業活動と周知活動を行います。

現場見学会等の実施

建設期間中の工事進捗状況の広報や竣工後の内覧会等を実施します。

ネットワークの構築

イベント等を実施することで、開館後に市民サポーターやボランティアとして携われるようなネットワークの構築を行います。

また、若手の有望芸術家等を招聘し、市と継続的に交流を持つことで、地域活性化と文化の振興につながるようなネットワークを構築します。

柳川市民会館からの継承

柳川市民会館の「お別れイベント」を実施し、これまでの市民会館に感謝し、市民会館の活動の歴史と伝統を市民文化会館へつなげていきます。

(2) 開館記念イベント

市民文化会館の開館を祝して、開館記念式典や柿落とし事業を開催します。

また、開館から1年程度を開館記念イベント実施期間と位置付け、市内外への周知と利用の促進を行います。

なお、柿落とし事業の検討を行うため、「柳川市民文化会館開館記念事業実行委員会（仮称）」を設置します。

2 施設等の評価

施設や備品の使い勝手や維持管理等の問題点の洗い出しを行うため、アンケート調査やインタビュー調査を実施します。また、その解決策を研究するための仕組みづくりを検討します。

3 掘割の利活用

柳川の代表的な地域資源である「掘割」は、他施設との違いを生み、市民文化会館の魅力を引き出す必須の要素です。演者による舟乗り込みや柳川駅や沖端地区からの水上動線の確保など、柳川らしさを演出するため、「掘割」を積極的に活用します。

4 地域の振興

市民文化会館の市民サポーターやボランティア等の協力者へ「やなぼポイント」の付与を検討する等、地域振興に貢献する仕組みの創設に向けて、調査・研究を行います。

5 修繕計画

市民文化会館を末永く、快適に利用するためにも、不具合箇所を日常的に把握し、その修繕を定期的に行います。また、5年、10年といった節目には、大規模な修繕を行うことで、施設の長寿命化を目指します。

6 今後のスケジュール

現時点での想定スケジュールは、以下のとおりです。

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事（着工）・ プレ事業の検討・ 開館記念事業の検討
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事・ プレ事業の実施・ 開館記念事業の準備・ 条例制定
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事（竣工）・ 開館準備・ 開館式典・ 開館記念事業

補 足 資 料

設計概要

『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』に基づく設計の概要は次のとおりです。

1 市民文化会館の基本コンセプト

(1) 水面上に浮かぶ柳川の舞台

掘割と建物が一体となって形づくる劇場空間

- ・掘割に沿った広場・共用ロビーからホールへと連続する劇場空間の形成
- ・掘割側の高さを抑え、周辺に配慮した高さの計画

まちと共生する市民文化会館

- ・周辺の交通と居住者に配慮した駐車場及び交通計画
- ・東西両側に顔を持ち、まちをつなぐ施設配置

(2) 市民を迎え入れる「つくり・そだて・ふれる」空間

多彩な催事レイアウト

市民に使いやすい区画運用と可変性

豊かな音響と演出可能性

さまざまな演目の要求に対応できるホール性能



完成イメージ（掘割側より市民文化会館を見る）

2 施設概要

- ・用途 劇場（大ホール 803 席、イベントホール約 200 席）
- ・敷地面積 14,633.57 m² ・延床面積 5,992.73 m²（外部庇、屋外倉庫等含む）

- ・ 建築面積 4,250.43 m² (外部庇、屋外倉庫等含む)
- ・ 最高高さ 26.86m ・ 階数 地上4階 ・ 昇降機 1台 (車いす対応)
- ・ 駐車場 234台 (うち車いす用6台)
- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部 鉄骨造

3 市民文化会館の特色

(1) 掘割との関係性

市民文化会館と掘割の間にイベントや来館者の憩いの場となる広場を配置します。また、敷地北側の遊歩道は東側の市道まで延伸すると共に、掘割の景観に配慮するためにも遊歩道沿いの既存樹木を極力残します。

(2) 利用者に分かりやすい諸室配置

主要動線であるロビーを中心に、ホール入り口やギャラリー、会議室や練習室を配置することで、利用者に明快な動線を確保します。また、ロビーが掘割や広場、中庭と連続することで、賑わいを創出します。また、出演者ゾーンとして、搬入口やピアノ庫、大中小楽屋からホールへのコンパクトな動線を確保します。

(3) 待ち時間を考慮したトイレ

市民文化会館のトイレは、空気調和・衛生工学会が算定しているサービスレベル1¹を超える基数を確保し、特に、女性の待ち時間に配慮しています。また、1階のトイレは、男女間のスライド式扉により男女間の便器数を可変することができます。さらに、車いす対応の多目的便所は3か所、親子室に近い位置に親子トイレを設置します。

1 「サービスレベル」...トイレの待ち時間に対する利用者の意識、評価などから3段階のレベルが設定されている。サービスレベル1は、約80%の人が許容し得る最大待ち時間設定で良好なレベルとされている。

(4) 多目的な演目に対応

ふたつのホールは、音楽や演劇、講演会や会議、美術展など様々な演目の対応できます。

さらに、大ホール、イベントホール共に用途にふさわしい静けさの確保と使用目的に合うよい響きを確保します。大ホールは、音響反射板²を設置することでホール音響を可変でき、イベントホールは、クラシック音楽などの生音を重視した設えとしています。

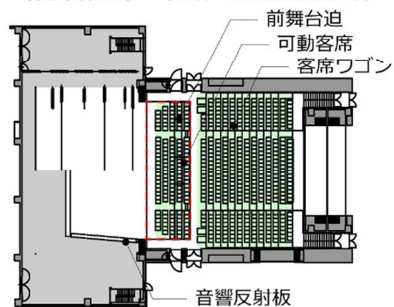
また、ロビーや外部と連続した空間を構成することで、市民文化会館独自の演出が可能です。

2 「音響反射板」...生演奏対応するために設置される音響反射効果のための可動壁のこと。

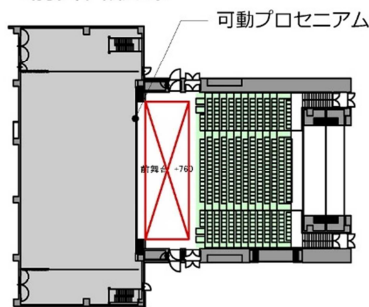
(5) 大ホールの客席レイアウト

市民文化会館は、空気浮上式の可動席を導入します。これにより、通常の段床形式のみならず、平土間形式やアリーナ方式、センターステージ形式の客席が可能となり、多彩なイベントに対応できます。

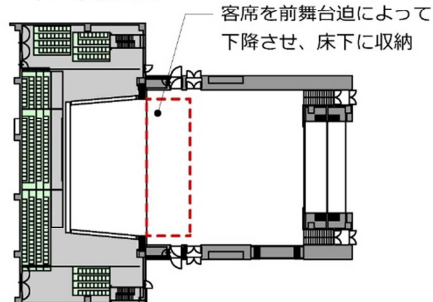
<段床形式> (演劇・講演会音楽会等)



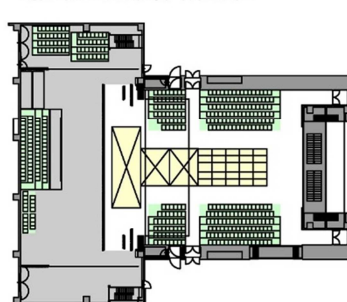
<前舞台形式>



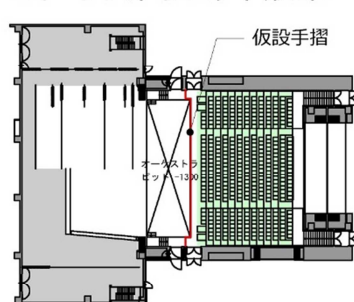
<平土間形式>



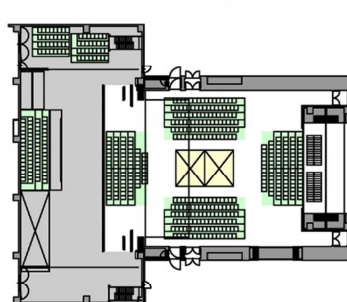
<張り出し舞台形式>



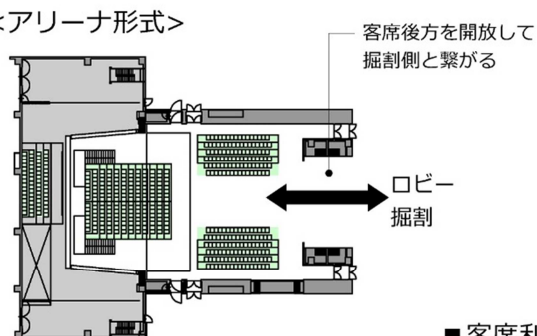
<オーケストラピット形式>



<センターステージ形式>



<アリーナ形式>



■ 客席利用形態のバリエーション

(6) 大ホール舞台の可変性

大ホールの舞台は、ジャンルや演目に応じ、プロセニウム形式³や音響反射板形式となるほか、客席前方を前舞台として、中ホールとしての利用が可能です。

3「プロセニウム形式」...舞台を一方向から見る形式で、客席と舞台がはっきりと区分される形式のこと。

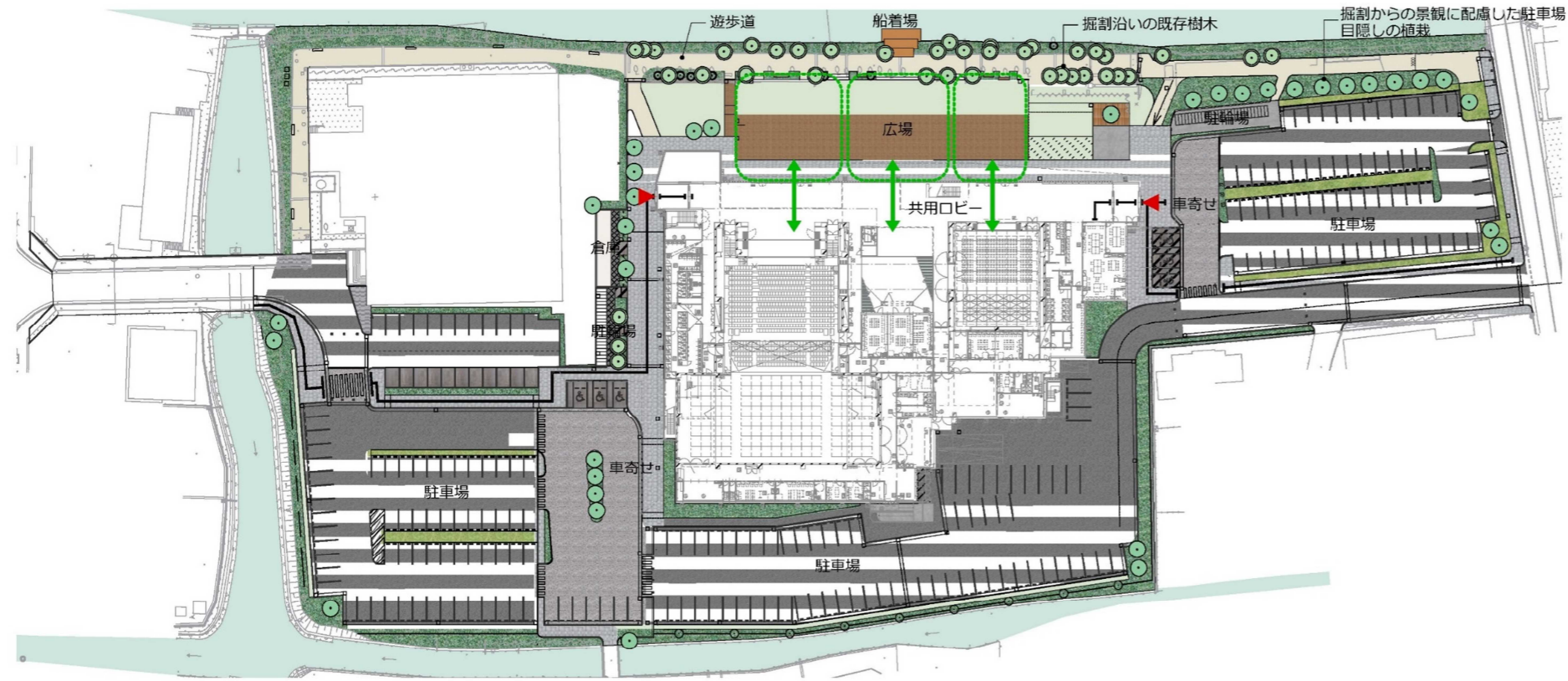


大ホール内観（音響反射板設置時）

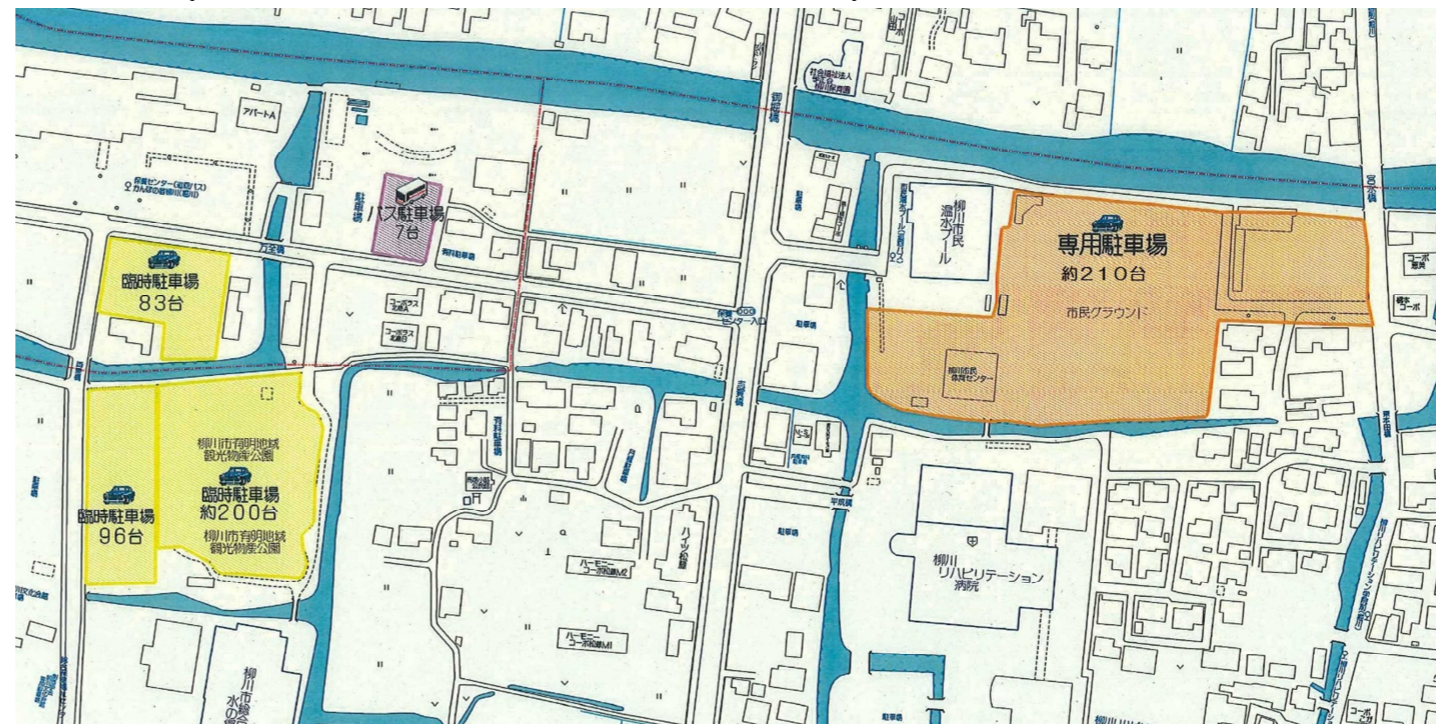


小ホール内観

配置図



駐車場図（イベント時に連携する周辺の臨時駐車場含む）



添 付 資 料

1 柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職 等
姉川 章二	カルチャラル柳川ふれあい文化事業実行委員会 委員長
生田 裕子	子育てネットワーク会議
大橋 鉄雄	北原白秋生家・記念館 館長
風間 英人	柳川市観光協会 事務局長
金縄 保守	柳川商工会議所 事務局長
草場 宗彦	柳川市総合美術展運営委員会 委員長
黒田 洋一	公益財団法人 筑後市文化振興公社理事 (サザンクス筑後前館長)
古賀 郁	ハリウッドワールド美容専門学校 学園長
境 千恵子	公募委員
立花 民雄	柳川市文化協会連合会 会長
田中 康德	水の郷自主事業実行委員会 会長
梁木 靖弘	アジアフォーカス福岡国際映画祭ディレクター (元九州大谷短期大学教授)
藤丸 親	柳川市商工会 事務局長

2 協議状況

平成 29 年 5 月 31 日	<p>第 1 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営計画検討委員会について ・市民文化会館の基本理念について ・管理運営の基本的な考え方について ・事業イメージについて ・協議スケジュールについて
平成 29 年 6 月 28 日	<p>第 2 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の検討について
平成 29 年 7 月 26 日	<p>第 3 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織計画について ・事業計画について
平成 29 年 8 月 30 日	<p>第 4 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用形態について ・収支計画について ・事業計画について
平成 29 年 9 月 27 日	<p>第 5 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報計画について ・その他の事項について（開館までの運営と開館記念イベント、施設等の評価、掘割の利活用、修繕計画、今後のスケジュール） ・諸室の機能、広さについて
平成 30 年 5 月 29 日	<p>第 6 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営計画（案）に対する委員意見について ・管理運営計画（最終案）について
平成 30 年 7 月 11 日	<p>第 7 回柳川市民文化会館（仮称）管理運営計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営計画（案）パブリック・コメントの結果について ・市民文化会館（仮称）管理運営計画（案）提言について

3 委員からの事業提案一覧

No.	事業名・テーマ名	事業詳細
1	全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民文化会館は、音楽を聴く、踊りを見る。そしてカラオケ発表会が主になってくると思う。 ・ 集客力を思うなら有名なミュージシャンを呼ぶ。でもキャパがない。福岡辺りまで足を運んでも見に行く。柳川に来て良かった、柳川の会館は良いと印象付けるものを設けたい。 ・ 北原白秋もいいけど、どれだけの人が白秋を知っているか？ ・ 柳川の地域性、有明海、掘割、立花そこらへんを頭を持ってきて、名称を決めて、そこから柳川市民文化会館を売り出す。 ・ 先に文化会館の名前を決めたほうが良くないか。
2	全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 響きのいいホールで、いい音楽を聴けて、柳川の文化レベルが上がることを楽しみにしています。そのためには、利用料金などが絡んでくるとは思いますが…。
3	全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詩人北原白秋をイメージの中心に据える。詩人の都の中心として市民文化会館の活動を展開する。 ・ 柳川にはイタリアの古都ヴェネツィアを思わせるところがある。水の町であること。川下りとゴンドラがその象徴である。古都であり、街自体が文化財である。（ただしヴェネツィアは商業都市である）。 ・ ヴェネツィアでは、2年に一度の世界的現代美術展ヴェネツィア・ビエンナーレを開催している。美術部門だけでなく、映画部門・建築部門・音楽部門・演劇部門・舞踊部門がある。毎年開催されているヴェネツィア国際映画（世界最古の国際映画祭）と国際演劇祭、美術と同じ会場で偶数年に開催されている国際建築展覧会、フェニーチェ劇場で行われる国際音楽祭（ヴェネツィア国際現代音楽祭）、国際舞踊祭（コンテンポラリー・ダンス国際フェスティバル）もヴェネツィア・ビエンナーレの一部である。むろん都市の規模など条件が異なるので、ヴェネツィアをモデルとするのは難しいが、少なくとも柳川が拠って立つ文化都市の指針にはなるだろう。
4	白秋 Le Concours d'arts HAKUSHU 白秋芸術コンクール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詩人の町柳川 白秋の詩をどう未来に広げるか。北原白秋の詩をモチーフにした創作作品のコンクールができないか。できれば、ノンジャンルで最先端の芸術がいい。古都だからこそできる最先端の芸術コンクール。

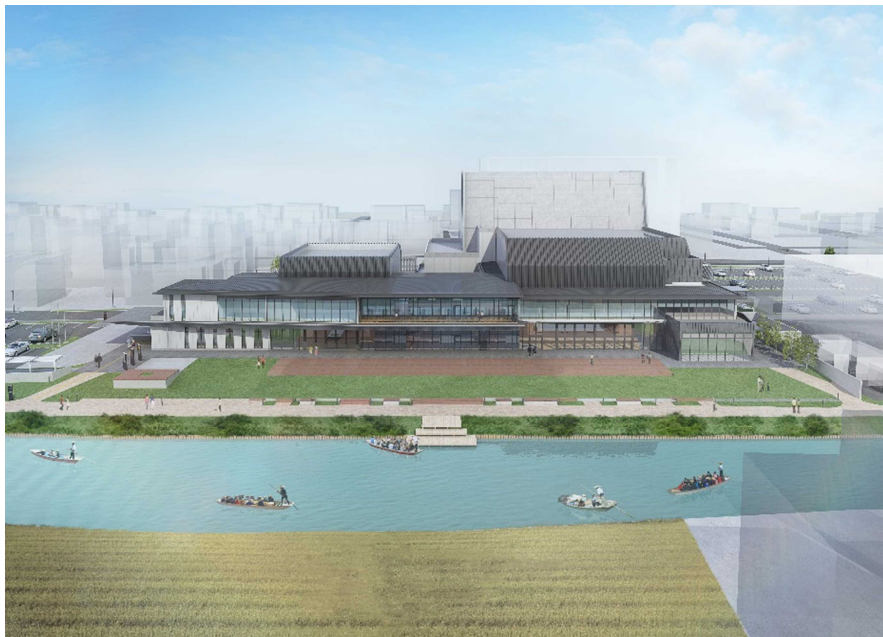
No.	事業名・テーマ名	事業詳細
5	Une Serie des Poets 白秋と世界の詩人たち	<ul style="list-style-type: none"> ・白秋を世界に広げるために、20世紀の大詩人たちを紹介しながら、白秋の作品と共に音楽・美術・演劇・舞踊・ファッションなど、様々なジャンルを通じてポエジーのありかを探る。 ・例えば、「白秋とジャン・コクトー展」。フランスの詩人ジャン・コクトーは詩人であるばかりでなく、小説家、劇作家、映画監督、画家であった。彼の作品はすべてポエジーとして表現されている。映画はpoesie de cinematographeであり、小説はpoesie de romanであるというふうに。詩・映画・舞台作品・音楽（コクトーは、エリック・サティやフランスの現代音楽作曲家6人組などとの関係が深く、共同で作品を作っている）などを上演しつつ、白秋の詩を立体的に上演する。 ・ドイツのベルトルト・ブレヒトも20世紀を代表する詩人であり、世界に影響をあたえた劇作家・演出家でもあった。「三文オペラ」などクルト・ワイルなどの作曲家たちと共同で舞台を制作している。 ・スペインのフェデリコ・ガルシア・ロルカも劇作家であり、劇団を組織して全国を回った。マヌエル・デ・ファリャとの関係が深い。 ・ソヴィエトのウラディーミル・マヤコフスキーも詩人であり、劇作家だった。イタリアのピエル・パオロ・パゾリーニも詩人で、小説家、世界的に有名な映画監督だった。 ・白秋の詩と人生を織り交ぜながら、対比する形で、「白秋とブレヒト展」、「白秋とロルカ展」、「白秋とマヤコフスキー展」、「白秋とパゾリーニ展」などを毎年、あるいは2年に一度、連続して行う。 ・これらの世界的な詩人たちをめぐって展覧会形式で、詩と舞台、ダンス、音楽など総合的な芸術作品を紹介する。彼らの作品を連続して上演することで、いずれ白秋の作品からも、柳川莞の総合的な舞台作品をつくっていく。 <p>< 詩人と音楽 > コクトーとエリック・サティ、コクトーとフランス6人組、ブレヒトとクルト・ワイル、ロルカとマヌエル・デ・ファリャ、谷川俊太郎と武満徹</p>
6	白秋の合唱団	・20～30人規模で白秋の歌を歌う。
7	白秋顕彰音楽祭	<ul style="list-style-type: none"> ・童謡の部「童謡祭」「童謡コンクール」など ・歌曲の部「歌唱コンクール」など音楽会 ・合唱の部「合唱祭」
8	柳川まるごと白秋祭(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・11月1日から11月30日までの一か月間を、白秋祭を含め、「柳川まるごと白秋祭(仮称)」と定め、外堀・広場・ロビー・ホール等で白秋一色の事業を行う。 ・内容としては、文化会館に行かないと、見れない・聴けない・体験出来ない事業を毎年行う。(関係団体との共催事業)

No.	事業名・テーマ名	事業詳細
9	水上の音楽コンサート	・船着場から市民文化会館の建物までの空間を利用した、 野外コンサート（古いジャズなど）を定期的に行う。
10	柳川まるごと音楽祭(仮称)	・10月1日から10月31日までの一か月間を、上の「8」と同じ ように毎年行う。（関係団体との共催事業）
11	親と子のコンサート	・気軽に親子で聞けるコンサート、親子で参加できるコンサート。 童謡でもOK。北原白秋を含む。
12	「ロビーコンサート」 市民文化会館を活用し、豊かな 市民文化を育てていく。	・柳川市内で活動しているグループ（コーラス、器楽演奏、朗読、 詩吟など他）に定期的（3～4ヶ月に1回程度）に30～60分程度 のロビーコンサートを行ってもらう。
13	少年少女合唱団の育成	・次世代の白秋等の歌を歌い継ぐ合唱団を育てる。
14	詩的映画の名作を上映する 「映画の詩人たち」	(例) ・ジャック・ドゥミー「シェルブールの雨傘」 「ロシュフォールの恋人たち」 ・アンドレイ・タルコフスキー「鏡」「ノスタルジア」 ・サリー・ポッター「オーランドー」「タンゴ・レッスン」 ・鈴木清順「ツイゴイネルワイゼン」「陽炎座」 ・フェデリコ・フェリーニ「8 1/2」「アマルコルド」 ・パウエル&プレスパーガー「赤い靴」「ホフマン物語」 ・マルセル・カミュ「黒いオルフェ」 ・ジャン・コクトー「オルフェ」「オルフェの遺言」など
15	水郷柳川 水の映画祭	・全国から水をテーマにした映画の出展を集う。1位～3位まで には、賞金有り。入選作品の監督と主演俳優は、どんこ舟の レッドカーペットにて入場し、上映会を開催。
16	Yanagawa 仮面祭	・毎年冬にヴェネツィアでは仮面カーニヴァルが開かれる。市民 文化会館を中心に、全市で季節の到来を知らせる柳川らしい仮面 カーニヴァルができないか。
17	柳川トークライブ	・九州の文化をけん引している作家、音楽家、演出家、陶芸家 などなど、あらゆるジャンルの芸術家を、ポエジーのくくりで、 できれば毎月ひとり（一組）イベントホールにゲストとして 招待し、根掘り葉掘り聞きだすトークライブ。 できればそれを活字に起こして、小冊子を作り、シリーズで 書籍にする。 （かつて梁木が西日本新聞文化欄で毎月、公開で行った 「ペリカン・カフェ」のようなものができるといい）
18	水上ファッションショー	・川下りの船にそれぞれデザイナーの服を着たモデル（素人 でも可）が乗り込み、掘割をまわり、そのまま市民文化会館へ 上陸し、ファッションショーをする。
19	ローカリティの可能性 「語りの芸」	・落語をはじめ、歌も含めて、方言による様々な語り（騙り）の 芸を発掘する。
20	ローカリティの可能性 「方言によるシェイクスピア劇 上演」	・全国で行われつつある、方言によるシェイクスピア劇を紹介 しつつ、柳川ことばのシェイクスピア劇を上演する。
21	子どもまつり	・市内の子育て支援センター、つどいの広場等で手つなぎして、 年数回でも親子まつり（子どもまつり）のようなものが開催 できないだろうか。 （手形、簡単なゲーム、パネルシアターなど）

No.	事業名・テーマ名	事業詳細
22	柳川まるごと掘割(仮称)	・2月1日から2月28日までの一か月間を、上の「8」「10」と同じように毎年行う。(関係団体との共催事業)
23	立花宗茂・間千代の舞台	・シンボルキャラクターの宗茂・間千代によるステージイベントの開催を行い、宗茂・間千代の魅力をより多くの方々に知っていただき、大河ドラマの招致の気運を盛り上げる。 決定していた場合には、出演者を招いたイベントも開催する。
24	市民文化会館を支える 人材育成	・催しものの司会、カゲアナのボランティア育成講座 ・照明、音響のボランティア講座 ・レセプション育成講座(大ホール、小ホールの催しの時、受付、会場案内係として文化会館を支える)

柳川市民文化会館管理運営計画

《概要版》



平成 30 年 8 月

柳 川 市

はじめに

1 計画策定の背景

柳川市民会館は、昭和 46 年に開館し、これまで市の文化振興拠点として市民に広く利用されてきました。しかし、現行の耐震基準以前の建物である上、建設から 45 年が経過し、老朽化が進んでいます。

さらに、利用者から、老朽化による機能不備や使い勝手の悪さ、催事の際に著しく不足する駐車場に関する意見が出されており、これらの問題を現市民会館の改修で対応することは困難な状況でした。

これらを踏まえ、新たな文化施設整備に関する市の基本方針となる『柳川市民文化会館（仮称）基本構想』を平成 26 年 7 月に、市民文化会館整備に関する基本事項を取りまとめた『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』を 27 年 8 月に策定しました。

27 年 11 月には、市民文化会館の設計者選定を目的に、公募型プロポーザルを実施し、28 年 2 月に設計者を選定しました。さらに、基本・実施設計の内容をより充実させるため、建築、音響、文化芸術、景観、施設管理などの専門家で構成する「柳川市民文化会館基本・実施設計検討委員会」を設置し、29 年 5 月に施設設計をとりまとめました。

設計完了に伴い、新施設の管理運営に関する事項のとりまとめが必要となったことから、29 年 5 月に「柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会」を設置し、利用者の視点や専門的な見地から意見、助言をいただきながら、計画づくりを進めました。平成 30 年 6 月には、この計画案に対する意見を市民から広く募るためにパブリック・コメントを実施、これらの結果を踏まえ、平成 30 年 7 月に『柳川市民文化会館管理運営計画』を策定しました。

- 経 緯 -

昭和 46 年 10 月	柳川市民会館が開館
平成 24 年 3 月	柳川市民会館の移転新築構想を公表
平成 26 年 7 月	『柳川市民文化会館（仮称）基本構想』を策定
平成 27 年 8 月	『柳川市民文化会館（仮称）基本計画』を策定
平成 29 年 3 月	柳川市民文化会館基本・実施設計検討委員会より整備についての提言
平成 29 年 5 月	柳川市民文化会館（仮称）設計業務が完了 柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会を設置
平成 30 年 8 月	『柳川市民文化会館管理運営計画』を策定

市民文化会館の基本理念

市民文化会館は、様々な文化事業などを実施することで、文化芸術に親しみ、楽しむ機会を広く市民に提供し、市民生活を豊かにしていくこと、同時に、文化交流や地域間交流、世代間交流、観光交流など様々な交流活動を通じて交流人口を増やし、柳川のまちに賑わいを生み出すことを目指していきます。

特に、柳川の将来を担う人材や団体の育成を図ると共に、柳川市の歴史や産業、水郷柳川の観光などと連動し、柳川の魅力を創出・発信していく拠点とし、賑わいのある柳川市のまちづくりにつなげていきます。

つくる：あらたな柳川の地域文化を創造し発信する
そだてる：次代の文化を担う人材・団体を育てる
ふれる：文化芸術にふれ、豊かな創造性を育む

市民文化会館の役割

- 1 あらゆる市民が文化芸術にふれる場
鑑賞の場に留まらず、自ら演奏し、演じる場、文化芸術にふれるなどの文化芸術を楽しむ場も提供します。
- 2 人材の育成
現役の活動者の育成や、将来、市の文化を担う人材の育成と併せて、文化振興に対する理解者、支援者を増やしていく活動の場とします。
- 3 柳川らしさの創造・発信
柳川独自の風土に育まれてきた文化を生かし、次世代をよりよくなる、柳川らしい文化芸術が創造・発信される場とします。
- 4 交流の促進
人・地域活動・観光・産業などを結び付けることで、芸術だけに留まらない多様な文化交流を目指していきます。そのため、施設を中心に周辺地域にも賑わいを創出するなど、地域に波及効果を及ぼす取り組み・仕組みづくりを進めていきます。

市民文化会館の目指すべき姿

上記の「市民文化会館の基本理念」や「市民文化会館の役割」に基づき、市民文化会館の目指すべき姿を次のように定めます。

～ 目指すべき姿 ～

柳川の文化・経済・地域が交わり 持続・向上していく創造・発信拠点

利用形態

1 施設の名称

新たに整備を行う施設の名称は『柳川市民文化会館』とします。

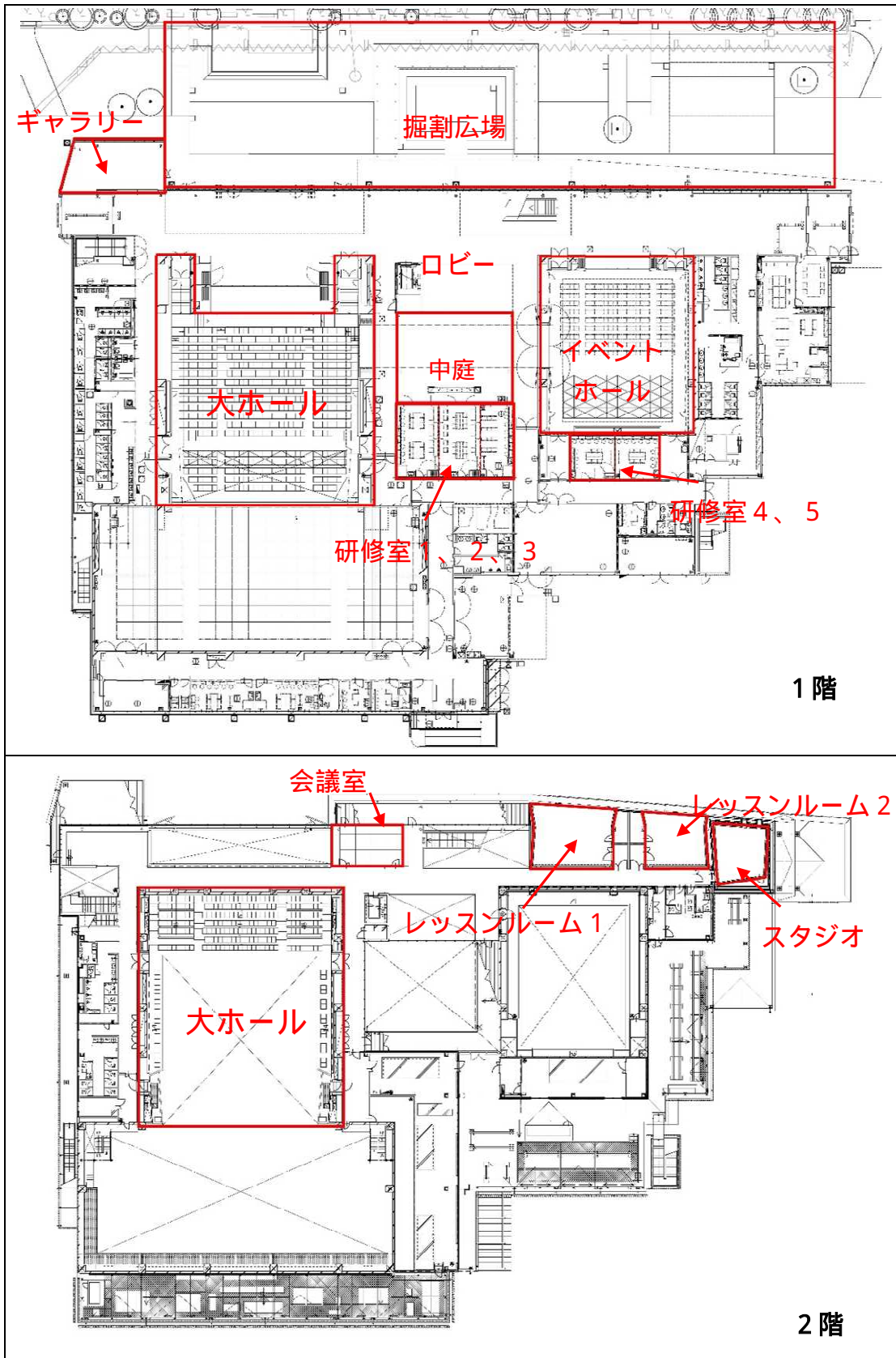
2 諸室名称・仕様等

諸室の名称、仕様等は次のとおりです。

諸 室 名		仕 様 等
大ホール	客 席 固定席 800 席 (1 階 560 席 2 階 240 席)	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、演劇など様々なジャンル、演目に対応する多目的ホール ・移動客席による様々な客席レイアウト、平土間形式への変更が可能 ・客席の一部を前舞台に出来る
	舞 台 等	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセニウム形式 間口 18m × 高さ 11m × 奥行 16m ・音響反射板設置時 間口 18m × 高さ 11m × 奥行 10m
	専用楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・小楽屋 2 室、中楽屋 2 室
イベントホール 平土間形式	客 席 約 200 席	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な演奏会、講演会などに対応でき、音楽性能に優れる多目的ホール ・大ホールのリハーサル室となる広さを確保 ・移動式舞台
	専用楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・小楽屋 1 室

研修室 1、2、3	楽屋兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール、イベントホールの大楽屋 ・各種会議や練習等多目的な利用が可能 ・研修室1、2、3を連結し、大研修室としての利用が可能
研修室4、5	楽屋兼会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール、イベントホールの中楽屋 ・各種会議や練習等多目的な利用が可能 ・研修室4、5を連結し、中研修室としての利用が可能
ギャラリー		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の作品発表の場 ・講演会やセミナーにも対応
会議室		<ul style="list-style-type: none"> ・会議、セミナー等に利用
レッスンルーム1, 2		<ul style="list-style-type: none"> ・日常の文化活動、会議等に利用
スタジオ		<ul style="list-style-type: none"> ・音楽練習室（防音室）
ロビー ホワイエ		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客が気軽に立ち寄れる、日常的な憩い、歓談の場 ・柳川の情報発信の場 ・小規模イベントの開催が可能 ・大ホール、イベントホールのホワイエとしての利用 ・中庭や掘割広場との連続性を持つ
中庭		<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や演劇、商業イベントの屋外会場としての利用が可能
掘割広場		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客が気軽に立ち寄れる、日常的な憩い、歓談の場 ・日常の遊び場、運動の場 ・掘割、遊歩道、施設との連携が可能
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・約210台（うち車いす用6台）を収容 ・イベント会場として利用が可能 ・防災トイレ用マンホールを設置 （イベント時にも仮設トイレの設置が可能）

諸室構成図



3 利用規則

(1) 休館日

年末年始（1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで）及び毎週月曜日（休日と重なる場合は翌日）を休館日としますが、事業趣旨等を踏まえて、柔軟な対応を行います。

(2) 開館時間

午前9時から午後10時までの開館とします。

なお、開館及び閉館時間前後の時間外利用等については、その必要性や施設運営上の条件等を勘案しながら、柔軟に対応します。

(3) 利用時間区分

大ホール、イベントホール、ギャラリー等の主要な諸室については、午前、午後、夜間の3区分とし、午前及び午後、午後及び夜間、全日の区分を設けます。

(4) 利用申込

大ホール及びイベントホールは、原則、利用日の1年前から申込みを受け付けます。その他の諸室は、原則、利用日の6か月前から申込みを受け付けます。

(5) 連続利用日数

原則として、大ホール及びイベントホールは7日間、ギャラリーなどの展示利用は10日間の連続利用を認めることとします。

(6) 利用の制限

公序良俗に反する利用の恐れがある場合や災害時には、利用の制限を行うことができることとします。

4 使用料

市民が使いやすく、施設内容に見合う適正な使用料等を条例等により設定します。

(1) 諸室使用料

諸室使用料は、他施設の事例等を調査研究し、条例により設定します。

(2) 設備・備品使用等

設備や備品使用料については、個別の使用料を設定します。

(3) 使用料の減免

必要に応じ、使用料の減免ができることとします。

組織計画

1 組織の基本方針

市民文化会館の組織は、次の基本方針に基づき、適切な施設管理の下に、市民文化会館の事業の充実と活性化を行います。

(1) 専門性の確保と利用ニーズへの対応

専門性を備えたスタッフを確保し、様々な利用ニーズに応えることで、市民の主体的な文化活動やまちづくり活動を支えることのできる組織とします。

(2) 市民参画に向けた仕組みづくり

積極的な情報の発信を通して、市民文化会館の取り組みへの賛同者を増やしていきます。また、様々な市民活動団体等と連携し、市民が主体的に運営に関わる仕組みを構築します。

(3) 館長の要件

文化芸術への造詣が深く、市内の文化芸術の振興を進めることは勿論の事、柳川の地域資源に目を遣り、文化芸術分野に留まらない事業にも取り組むことのできる人材を配置します。

2 運営主体

当面の間は、市を運営主体とする直営方式によることとします。また、将来的な管理運営主体は、開館後の状況を勘案し、指定管理方式も含め、検討を行います。

3 組織体制

多彩で魅力ある自主事業や積極的な貸館事業を展開すると共に、安全、安心な施設管理と効果的、効率的な運営を実現する体制とします。また、必要に応じて、舞台技術や受付、保守、清掃、保安・警備など一部業務委託等も検討します。

館長	市民文化会館の管理部門、事業部門、舞台技術部門を統括し、自主事業と施設管理の責任者となります。また、施設の顔として、幅広い人脈を持ち、交流や交渉等を行います。
事務局長	館長を補佐し、管理部門、事業部門、舞台技術部門を所掌し、経営計画の策定、庶務・経理業務の統括、関係機関等の調整を行います。

管理部門	施設の管理、経理、庶務的事務等を行います。
事業部門	自主事業の企画制作、貸館事業における効果的な営業活動、事業広報や施設セールスなどの宣伝活動を行います。
舞台技術部門	舞台の専門知識を持つ技術者として、舞台設備の運営・管理を行います。さらに、自主事業の企画運営や施設利用に対する技術アドバイスを行います。
専門アドバイザー	必要に応じ、文化芸術、観光、産業その他の分野の有識者を招聘し、文化事業やまちづくり事業を展開します。

4 市民参画

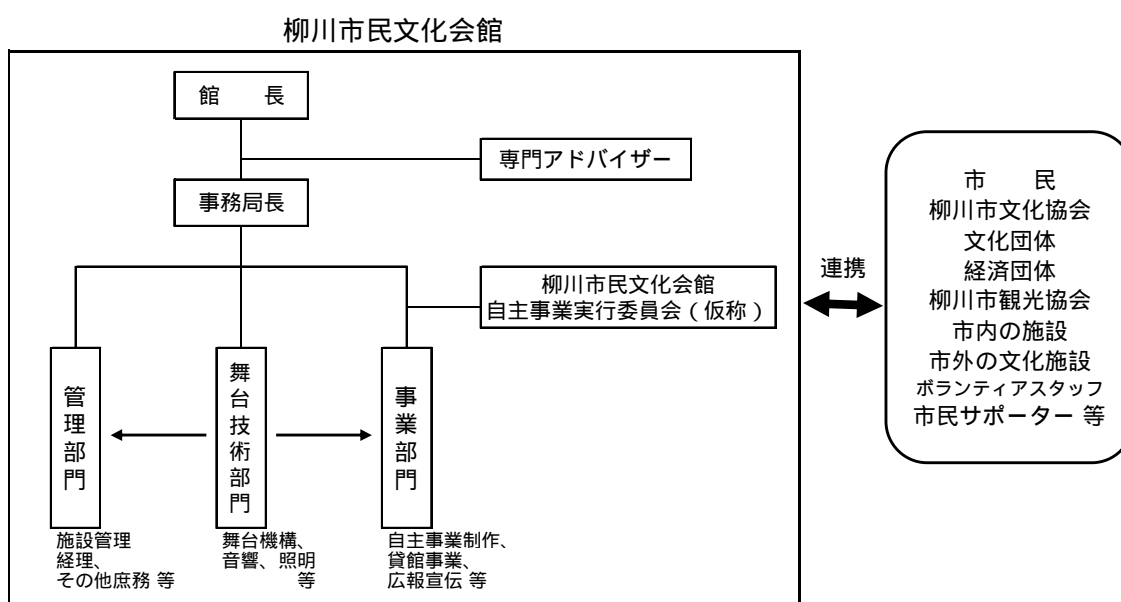
市民や地域と共に歩む施設となるため、市民と一緒に運営の出来る体制を構築し、市民に開かれた環境づくりを進めるため、市民文化会館で行う自主事業の協議を行う、「柳川市民文化会館自主事業実行委員会（仮称）」の設置などを通して、市民の参画を進めます。

併せて、ボランティアスタッフや市民サポーターの養成を図ります。

5 友の会組織

チケットの優先予約や優待、各種割引等、加入によるメリットを実感できる友の会制度の創設を検討します。

6 体制イメージ図



1 事業実施上の視点

「市民文化会館の基本理念」の実現に向けて、次の視点を持ちながら、多彩で多様な事業を展開させます。

(1) 柳川らしい事業

柳川独自の風土に生まれ、受け継がれてきた文化を次世代に引き継いでいくとともに、新たな文化芸術が創造・発信される態勢づくりを進めます。

(2) 施設機能を活かした事業

大ホールは、空気浮上式の可動客席を導入することで、様々な客席形式が可能となります。これにより、様々なジャンルと多彩な演目が可能となります。

また、大ホールとイベントホールはロビーに対し大きな開口を持ち、ロビーは掘割広場へも大きな開口を持ちます。これにより、施設全体で広場や掘割との連携が可能となり、他のホールには真似できない、オリジナルの取り組みが可能です。

これらの施設機能を活かし、様々な利用ニーズに対応することで、新たな利用者の獲得につなげていきます。

(3) 立地を活かした事業

市民文化会館は、柳川を代表する観光資源である「川下り」の外堀コースに面した柳川らしい景観を備える場所に建設します。この立地を活かした演者の「どんこ舟」による会場への乗り込みといった、柳川でしかできない演出など、「掘割」を積極的に活用します。

また、居心地がよい空間づくりを通じて、イベントが行われていない時にも人が集い・憩える場所づくりを進めていきます。

(4) 地域・経済と関係する事業

文化は、地域、経済（産業、観光）等の他の領域と密接相互に関連し、様々な分野、領域に波及効果を及ぼします。そのため、文化、地域、経済等の諸領域が一体となって、「柳川らしさ」、「柳川ならではの」に磨きをかける事業を展開し、市内外へ柳川の文化を発信していきます。

(5) 人材を育成する事業

柳川の魅力を市内外に発信するためにも、新しい柳川の文化を創出することと柳

川の文化が継続・継承されていくことが必要です。そのためには、自ら新しいものを生み出し、発信することのできる人材の育成や指導を受ける人が、経験を積み、技術を向上させ、指導する側となる文化の循環のできる環境が欠かせません。そのような人材育成事業と文化継承できる環境への支援を積極的に展開していきます。

さらに、近年、海外からの観光客も増えています。今後は、国際交流に対応できる人材の育成にも取り組みます。

2 事業分類

市民文化会館で行う事業は、実施主体により次のように分類することができます。

自主事業	施設の運営主体が主催する事業
共催事業	施設の運営主体と他団体（民間企業・団体など）が共同で主催する事業
貸館事業	市民や文化団体、プロモーターなどに施設を貸し出す事業

3 貸館計画

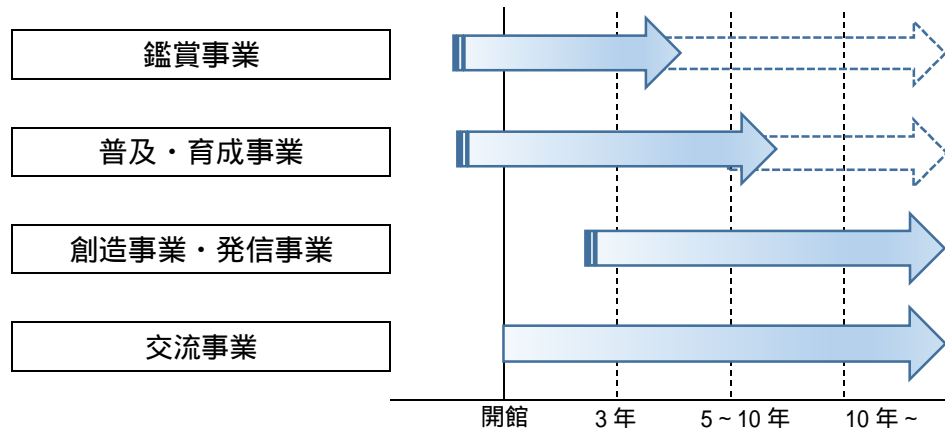
市民文化会館の使用料収入を確保するため、文化芸術事業への貸館のみならず、市民文化会館の施設特性を活かした「商業展示」「学会」「企業等研修」などの貸館についても積極的な営業活動と広報活動を行います。

4 事業展開の中長期的な視点

文化芸術を楽しむ市民を増やしていく土壌づくりとして、「鑑賞事業」及び「普及・育成事業」からの取り組みを行います。

次の段階として、オリジナル作品の創造や独自イベントの企画など、柳川を広く発信していく「創造事業」、「発信事業」を展開し、市外・県外での事業展開などを検討していきます。

「交流事業」については、開館から取り組み、事業を発展させていく中で、更なる展開の方法を検証していきます。



収支計画

1 収支の基本方針

市民文化会館の事業や施設運営における収支の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

- ・文化都市・柳川の拠点施設として必要な事業費と維持管理費を確保し、将来の柳川の文化づくり、人づくり、まちづくりへの投資を行います。
- ・入場料等の事業収入、貸館収入といった自主財源の確保を行います。
特に、貸館事業において、積極的な営業活動と広報活動による誘致を行い、使用料収入の増加を図ります。
- ・国や県、民間の補助金や助成金等の外部資金を積極的に活用します。
- ・事業費の効率化と維持管理費の節約により、支出の低減に努めます。

2 収入

市民文化会館の収入の内訳は、次のような構成となります。

事業収入 (入場料収入、施設使用料等)	施設運営費 (市の負担)	補助金 助成金 等
------------------------	-----------------	-----------------

3 支出

市民文化会館の支出の内訳は、次のような構成となります。

事業費 (自主事業費、実行委員会 補助金等)	維持管理費 (光熱水費、事務費、保守点検、清掃、 警備、修繕費等)	人件費 (職員給与等)
------------------------------	---	----------------

広報計画

1 広報の基本方針

市民文化会館に興味・関心を持ち、市民をはじめ誰もが利用しやすく、訪れやすい施設となるよう、次の基本方針を定め、積極的な広報活動を展開します。

基本方針

- ・ イベント情報や諸室の空き室情報を利用者にとって分かりやすく提供します。
- ・ 施設コンセプトや特色、利用規則等の周知を積極的に行います。
- ・ 市民文化会館のホームページや情報誌、SNS（Facebook や twitter など）など、時代に合った多様な媒体を活用します。
- ・ 市民文化会館や柳川ブランドのイメージ向上につながるような広報活動を行います。

2 広報媒体例

広報媒体	内 容
ホームページ	施設の利用方法や空き状況、自主事業や貸館事業のスケジュールなどを分かりやすく発信する。
会報誌	事業スケジュールや注目事業など、文化会館の事業に関する情報を掲載する。また、芸術家などの特集を組み、市民文化会館のオリジナルな情報を定期的に発信する。
パンフレット	施設パンフレットを関係公共施設の窓口等に継続的に配置し、市民文化会館の情報を得やすくする。
チラシ・ポスター	各事業のチラシ、ポスターを作成、配布し、周知活動を行う。
SNS、ブログ	SNS（Facebook や twitter など）やブログを活用して、情報発信を行う。
友の会	ダイレクトメールにより情報を発信する等、会員専用ツールを生かした情報提供を行う。
市広報紙、市ホームページ	市民文化会館の施設や事業を紹介するコーナーを設け、多くの市民に周知を行う。
マスメディア等	地元新聞紙やマスコミ等へ積極的な情報発信を行い、市内外に事業の周知を行う。また、テレビ等を活用して、イベントや観光情報、市政情報等と合わせて、市民文化会館の事業の周知を行う。

その他

1 開館までの運営と開館記念イベント

(1) 開館までの運営

周知と営業活動

「鑑賞事業」や「普及・育成事業」のプレイベントを実施します。また、貸館利用促進のために、積極的な営業活動と周知活動を行います。

現場見学会等の実施

建設期間中の工事進捗状況の広報や竣工後の内覧会等を実施します。

ネットワークの構築

市民サポーターやボランティアのネットワークの構築を行います。

また、若手の有望芸術家等を招聘し、市と継続的に交流を持つことで、地域活性化と文化の振興につながるようなネットワークを構築します。

柳川市民会館からの継承

柳川市民会館の「お別れイベント」を実施し、市民会館の活動の歴史と伝統を市民文化会館へつなげていきます。

(2) 開館記念イベント

市民文化会館の開館を祝して、開館記念式典や柿落とし事業を開催します。

また、開館から1年程度を開館記念イベント実施期間と位置付け、市内外への周知と利用の促進を行います。

なお、柿落とし事業の検討を行うため、「柳川市民文化会館開館記念事業実行委員会（仮称）」を設置します。

2 施設等の評価

施設や備品の使い勝手や維持管理等の問題点の洗い出しを行うため、アンケート調査やインタビュー調査を実施します。また、その解決策を研究するための仕組みづくりを検討します。

3 掘割の利活用

柳川らしさを演出するため、「掘割」を積極的に活用します。

4 地域の振興

地域振興に貢献する仕組みの創設に向けて、調査・研究を行います。

5 修繕計画

市民文化会館を末永く、快適に利用するためにも、不具合箇所を日常的に把握し、その修繕を定期的に行います。

6 今後のスケジュール

現時点での想定スケジュールは、以下のとおりです。

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事（着工）・ プレ事業の検討・ 開館記念事業の検討
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事・ プレ事業の実施・ 開館記念事業の準備・ 条例制定
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 建築工事（竣工）・ 開館準備・ 開館式典・ 開館記念事業